

# 「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」
2. 案の公表の日 平成 27 年 12 月 1 日
3. 意見提出期間 平成 27 年 8 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日まで  
(30 日間)
4. 意見提出実績 総数 0 件
5. 方針案及び計画案の修正について 別紙のとおり

## 6. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

## 7. 問い合わせ先

杉並保健所保健予防課保健予防係

電話 03-3391-1025

## 予防接種に関する事務 重点項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる  
意見を踏まえた修正  
・印＝その他の修正

修正箇所	重点項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
3P I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	②事務の内容 ※本事務については、第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律案が通過することを想定し、当該事務について点検、対策する。	②事務の内容 ※ <u>第 189 回国会において成立した番号法の一部を改正する法律を受けて、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることを想定し、当該事務について点検、対策する。</u>	・第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律が成立したため。
5P I 基本情報 4. 個人番号の利用法令上の根拠	※第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律案が通過することを予定し、当該改正案の予防接種に係る内容を含める。	削除	・第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律が成立したため。
5P I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②法令上の根拠 ※第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律案が通過することを予定し、当該改正案の予防接種に係る内容を含める。	②法令上の根拠 ※ <u>第 189 回国会において成立した番号法の一部を改正する法律を受け、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることを想定し、予防接種に係る内容を含める。</u>	・第 189 回国会において、番号法の一部を改正する法律が成立したため。
9P II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に区画した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。	入退室管理装置及び監視カメラを設置し、 <u>かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。</u> サーバはパスワード等により保護する。	・サーバの設置状況の表現について、より適切な表現とすることとしたため。

修正箇所	重点項目評価書案	修正内容（修正は下線部）	修正理由
11P Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に区画した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。	入退室管理装置及び監視カメラを設置し、 <u>かつ専用の室に設置した使用目的別のサーバに保管する。</u> サーバはパスワード等により保護する。	・サーバの設置状況の表現について、より適切な表現とすることとしたため。
17P Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。</li> <li>・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可をしたシステムを除く外部のシステムからの接続が行われないよう制御する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カード等の提示を受ける。</li> <li>・<u>インターネットを介して不特定の外部と通信ができないネットワークにシステムを配置する。</u></li> <li>・<u>庁内ネットワークでは、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除くシステムからの接続を行えないようにする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の提供に関する記述について、より適切な表現に修正したため。</li> <li>・外部接続に関する記述について、より適切な表現に修正したため。</li> </ul>
19P Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 その他の措置の内容	・システム保守を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止する。	・システム保守を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の <u>持込</u> を禁止する。	・システム保守を行う専用の室に関する記述について、より正確な表現に修正したため。
20P Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・本特定個人情報ファイルを記録するデータベースサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置する。	・本特定個人情報ファイルを記録するデータベースサーバは、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に <u>区画、施錠した専用の室、及びインターネットを介して不特定の外部と通信ができないネットワークに設置する。</u>	・データベースサーバ保管に関する記述について、より適切な表現に修正したため。